

広島県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡海田町南明神町一八三九番一地先から 安芸郡海田町南明神町一八三九番一〇地先ま で					
	六三・四〇 八六・五〇	六三・四〇 八六・五〇			
	一四五・〇〇	一四五・〇〇			
	拡幅				